

尼崎市特定個人情報取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、尼崎市長が行う個人番号利用事務及び個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）において、特定個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、番号法、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）及び尼崎市情報セキュリティ対策基準（以下「セキュリティ対策基準」という。）に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 職員

セキュリティ対策基準の対象となる職員のうち、尼崎市に所属する職員をいう。

(2) 外部有識者等

尼崎市から報酬等の支払を受ける外部有識者及びその他の支払調書等の作成対象となる者をいう。

(3) 扶養親族

所得税法（昭和40年法律33号）第83条に定める配偶者控除の対象となる控除対象配偶者、同法第83条の2に定める配偶者特別控除の対象となる配偶者、同法第84条に定める扶養控除の対象となる控除対象扶養親族並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第45条の3、同法第317条の3の2及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条の3の2において給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載することとされている控除対象扶養親族以外の扶養親族をいう。

(4) 特定個人情報取扱者

特定個人情報を取り扱う事務の担当者をいう。

(事務の範囲)

第3条 尼崎市長が行う個人番号利用事務は、番号法及び尼崎市個人番号の利用に関する条例（平成27年尼崎市条例第51号。以下「番号条例」という。）に規定する市長の事務とする。

2 尼崎市長が行う個人番号関係事務は、番号法に基づき、職員、外部有識者等、扶養親族その他の個人から特定個人情報の提供を受け、当該特定個人情報が記載された法定調書等を作成し、他の個人番号利用事務等実施者に提出する事務とする。

第2章 体 制

(取扱責任者)

第4条 特定個人情報の適正な取扱い及び円滑な運用・管理を図るため、取扱責任者を置く。

- 2 取扱責任者は、個人番号利用事務については事務を主管する所属課長をもって充て、個人番号関係事務については職員が所属する所属課長をもって充てる。
- 3 取扱責任者は、特定個人情報取扱者及びその役割を指定し、特定個人情報取扱者に対して必要かつ適切な監督を行うこととする。
- 4 取扱責任者は、特定個人情報取扱者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。
- 5 取扱責任者は、次に掲げる組織体制を整備する。
 - (1) 特定個人情報取扱者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制
 - (2) 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等（以下「情報漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制
 - (3) 特定個人情報を複数の所属で取り扱う場合の各所属の役割分担及び責任の明確化
 - (4) 特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（特定個人情報取扱者の責務）

第5条 特定個人情報取扱者は、番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び尼崎市個人情報保護条例（平成16年条例第48号）の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに取扱責任者の指示に従い、特定個人情報を取り扱わなければならない。

（教育研修）

- 第6条 取扱責任者は、所属する職員に対し、特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を定期的に行う。
- 2 取扱責任者は、当該所属の特定個人情報取扱者に対し、特定個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第3章 特定個人情報の取扱い

（特定個人情報の収集）

第7条 特定個人情報取扱者は、第3条に規定する事務を処理するために必要があるときは、利用目的をあらかじめ明示した上で、個人番号の提供を求めるものとする。

- 2 特定個人情報取扱者は、個人番号を収集する際に、本人確認を行うこととする。

(1) 身元確認

特定個人情報取扱者は、原則として、個人番号カード、運転免許証等の身元確認書類により、身元確認を行うこととする。ただし、個人番号関係事務において、以前に身元確認を行った職員等、本人に相違ないことが明らかに判断できる者については、特定個人情報取扱者が知覚することで、身元確認を行ったものとみなすことができる。

(2) 個人番号の確認

特定個人情報取扱者は、第3条に規定する事務において個人番号を収集する場合には、個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の提示を求めることにより、番号確認を行うものとする。ただし、これらの書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて以下のいずれかの措置をとるものとする。

ア 個人番号カード若しくは通知カードの写しの提示を受けること。

イ 過去に本人確認の上収集した個人番号の記録を照合すること。

ウ 官公署又は個人番号利用事務実施者若しくは個人番号関係事務実施者から発行又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（個人番号及び氏名並びに生年月日又は住所が記載されているものに限る）の提示を受けること。

- 3 個人番号利用事務において、前項第2号の方法により個人番号の確認を行うことが困難であると認められる場合は、団体内統合宛名システム（事務処理上必要となる基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を業務横断的に管理し、団体内統合宛名番号（尼崎市所有システムにおいて個人を一意に特定するために付番されている番号。また、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号）を用いた中間サーバーとの情報連携を実施するシステム）により番号確認を行うことができる。
- 4 個人番号利用事務において、第2項第2号及び前項の方法により個人番号の確認を行うことが困難であると認められる場合に限り、住民基本台帳ネットワークシステムにより番号確認を行うことができる。

（特定個人情報の利用）

第8条 特定個人情報の利用は、事務において必要最小限の範囲で行うものとし、取扱責任者は、そのために必要な措置を講じなければならない。

- 2 取扱責任者は、特定個人情報取扱者に対して、特定個人情報の利用目的を達成するために必要最小限の範囲で利用権限を付与し、利用権限を有しない者に特定個人情報を利用させてはならない。
- 3 特定個人情報取扱者は、利用権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報を利用してはならない。
- 4 特定個人情報取扱者は、業務上の目的で特定個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、取扱責任者の承認を得た上で行う。
 - (1) 特定個人情報の複製
 - (2) 特定個人情報の送信
 - (3) 特定個人情報の送付又は持ち出し
 - (4) その他特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 特定個人情報取扱者は、特定個人情報取扱者以外の者による特定個人情報の漏えいを防止するため、第13条第1項に規定する取扱区域であって、適当な作業スペースの確保、間仕切りの設置等の措置が講じられた区域内において、個人番号利用事務等を行うことに努める。

（特定個人情報の保存・管理）

第9条 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、関係法令及び尼崎市文書規程（平成18年訓令第12号）に定める期間保存する。

- 2 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、施錠可能な場所に保管する等の方法により適正に管理する。
- 3 前各項に定めるもののほか、特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、セキュリティ対策基準に定める方法により適正に管理する。

（特定個人情報の提供）

第10条 特定個人情報は、番号法及び番号条例により認められている場合においてのみ提供すること

ができる。

- 2 前項の提供に当たっては、厳重な管理方法によって行う。
- 3 職員は個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法及び番号条例で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の削除・廃棄)

- 第11条 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、関係法令及び尼崎市文書規程により定められた保存期間を超えた場合に削除・廃棄を行うものとする。
- 2 特定個人情報が記録された文書及び電子媒体の削除・廃棄に当たっては、取扱責任者の指示により、容易に復元できない方法により適切に行うものとする。
 - 3 前各項に定めるもののほか、特定個人情報が記録された文書及び電子媒体は、セキュリティ対策基準に定める方法により、削除・廃棄を行うものとする。

(特定個人情報の取扱状況の記録)

- 第12条 取扱責任者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報ファイルの利用、出力、保管、持ち出し、削除及び廃棄等の状況を記録しなければならない。

(取扱区域)

- 第13条 取扱責任者は、情報漏えい等を防止するため、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。
- 2 前項に定める区域は、取扱責任者が管理する場所であって、取扱責任者が所管する職員又は特定個人情報を取り扱う委託業者が不在の場合には施錠できる場所であることを原則とする。

(電子媒体における安全の確保等)

- 第14条 取扱責任者は、電子媒体において特定個人情報を取り扱う場合は、セキュリティ対策基準に基づく安全管理措置を講ずるものとする。

(特定個人情報保護評価)

- 第15条 取扱責任者は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）及び特定個人情報保護評価指針の定めるところにより、当該特定個人情報ファイルを保有する前までに特定個人情報保護評価を実施するものとする。
- 2 取扱責任者は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

第4章 個人番号利用事務等の業務の委託等

(業務の委託等)

- 第16条 取扱責任者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託を受ける者

において、尼崎市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられることについて、あらかじめ確認する。

- 2 取扱責任者は、前項の委託をする場合は、委託を受けた者との契約書に、特定個人情報の取扱いに関する特記事項を規定するとともに、委託を受けた者において、尼崎市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。
- 3 委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、委託契約に基づき報告を求め、委託先に対して実地の監査、調査等を行うこと等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握したうえで、委託の内容等の見直しを検討することも含め、適切に評価する。
- 4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする場合には、取扱責任者は、委託をする個人番号利用事務等の取扱いについて適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第5章 情報漏えい等事案への対応

(事案の報告及び対応)

- 第17条 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報取扱者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った特定個人情報取扱者その他の職員は、速やかに当該特定個人情報を管理する取扱責任者に報告する。
- 2 取扱責任者は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合には、速やかにマイナンバーカード普及担当課長に報告する。
 - 3 前項の報告があった場合において、マイナンバーカード普及担当課長は速やかに個人情報保護委員会に必要事項を報告する。

第6章 点検及び監査等の実施

(管理状況の自己点検及び報告)

- 第18条 取扱責任者は、セキュリティ対策基準第28章に定める実施方法により自ら管理責任を有する特定個人情報の管理状況について定期又は随時に点検を行い、その結果をセキュリティ対策基準第2章に定める統括情報セキュリティ責任者に報告するものとする。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、必要があると認めるときは、取扱責任者に対し、管理状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。
 - 3 統括情報セキュリティ責任者は第1項の規定による報告の内容又は前項の報告の内容若しくは調査の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、当該取扱責任者に対し、管理方法の改善を指示するものとする。
 - 4 取扱責任者は、前項の規定による指示の内容を踏まえ、必要な措置を講じ、その結果を統括情報セキュリティ責任者に報告するものとする。

(監査)

- 第19条 特定個人情報の管理状況については、セキュリティ対策基準第27章に定める方法により監

査を行う。

(見直し措置)

第20条 取扱責任者は前2条に規定する自己点検及び監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第7章 雑 則

(その他)

第21条 この規程の実施に必要な要綱等は、別途、取扱責任者が定めることができる。

附則

この規程は、平成28年2月3日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。